

附属書九（第十章関係） 政府調達

第一編 日本国の表

第一節 中央政府の機関

1 物品

(a) 基準額

十三万特別引出権

(b) 調達機関

二十十年十二月三十一日の時点において世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定附属書 I の日本国の付表 1 の適用を受ける機関であつて、次に掲げるもの

衆議院

参議院

最高裁判所

会計検査院

内閣

人事院

内閣府

宮内庁

国家公安委員会（警察庁）

金融庁

消費者庁

総務省

法務省

外務省

財務省

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省

防衛省

2 サービス

(a) 基準額

(i) 建設サービス

四百五十万特別引出権

(ii) 第十章の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的

サービス

四十五万特別引出権

(iii) その他のサービス

十三万特別引出権

(b) 調達機関

1に規定する調達機関

第一節に関する注釈

1 この節に掲げる調達機関には、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）に定める全ての内部部局、外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

2 第十章の規定は、この協定の効力発生の際に有効な法令に従って協同組合又は連合会との間で締結する契約については、適用しない。

第二節 地方政府の機関

1 物品

(a) 基準額

二十万特別引出権

(b) 調達機関

二十十年十二月三十一日の時点において世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定附属書 I の日本国の付表 2 の適用を受ける機関であつて、次に掲げるもの

北海道

青森県

岩手県

宮城県

秋田県

山形県

福島県

茨城県

栃木県

群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県
新潟県
富山県
石川県
福井県
山梨県
長野県
岐阜県
静岡県

山口県
広島県
岡山県
島根県
鳥取県
和歌山県
奈良県
兵庫県
大阪府
京都府
滋賀県
三重県
愛知県

徳島県
香川県
愛媛県
高知県
福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
沖縄県
大阪市

(a) 基準額

2 サービス

名古屋市
京都市
横浜市
神戸市
北九州市
札幌市
川崎市
福岡市
広島市
仙台市
千葉市

(i) 建設サービス

千五百万特別引出権

(ii) 第十章の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

百五十万特別引出権

(iii) その他のサービス

二十万特別引出権

(b) 調達機関

1に規定する調達機関

第二節に関する注釈

1 この節に掲げる調達機関には、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に定める知事又は市長、委員会及びその他の機関の全ての内部部局、附属機関並びに支庁、地方事務所、支所及び出張所を含む。

2 第十章の規定は、この協定の効力発生の際に有効な法令に従って協同組合又は連合会との間で締結する

契約については、適用しない。

3 第十章の規定は、調達機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この3の規定は、第十章の規定の適用を回避する目的で利用してはならない。

4 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

5 発電、送電又は配電に関連する調達は、含まない。

第三節 その他の全ての機関

1 物品

(a) 基準額

十三万特別引出権

(b) 調達機関

(i) A群

独立行政法人水資源機構

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（注 a、注 d、注 e）

成田国際空港株式会社
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
独立行政法人都市再生機構（注 a）
独立行政法人科学技術振興機構
独立行政法人日本原子力研究開発機構（注 b）
日本環境安全事業株式会社
独立行政法人国際協力機構

独立行政法人福祉医療機構

年金積立金管理運用独立行政法人

独立行政法人農畜産業振興機構

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（注c）

独立行政法人中小企業基盤整備機構

日本郵政公社を承継した機関

独立行政法人労働者健康福祉機構

独立行政法人雇用・能力開発機構

沖縄振興開発金融公庫

株式会社日本政策金融公庫

独立行政法人住宅金融支援機構

地方公共団体金融機構

株式会社日本政策投資銀行

東京地下鉄株式会社（注 a）
独立行政法人北方領土問題対策協会
独立行政法人国民生活センター
独立行政法人理化学研究所（注 b）
独立行政法人環境再生保全機構
独立行政法人奄美群島振興開発基金
独立行政法人国際交流基金
独立行政法人日本学生支援機構
独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学術振興会
放送大学学園
独立行政法人日本スポーツ振興センター
社会保険診療報酬支払基金

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

日本中央競馬会

農林漁業団体職員共済組合

地方競馬全国協会

独立行政法人農業者年金基金

財団法人JKA

独立行政法人日本貿易振興機構

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

日本アルコール産業株式会社

独立行政法人国際観光振興機構

独立行政法人労働政策研究・研修機構

日本私立学校振興・共済事業団

独立行政法人勤労者退職金共済機構

(ii)

B群

独立行政法人国立公文書館

独立行政法人情報通信研究機構

独立行政法人酒類総合研究所

独立行政法人大学入試センター

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

独立行政法人国立青少年教育振興機構

独立行政法人国立女性教育会館

独立行政法人国立科学博物館

独立行政法人物質・材料研究機構

独立行政法人防災科学技術研究所

独立行政法人放射線医学総合研究所

独立行政法人国立美術館

独立行政法人国立文化財機構
独立行政法人教員研修センター
独立行政法人国立健康・栄養研究所
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
独立行政法人農林水産消費安全技術センター
独立行政法人種苗管理センター
独立行政法人家畜改良センター
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
独立行政法人水産大学校
独立行政法人農業生物資源研究所
独立行政法人農業環境技術研究所
独立行政法人国際農林水産業研究センター
独立行政法人森林総合研究所

独立行政法人水産総合研究センター

独立行政法人経済産業研究所

独立行政法人工業所有権情報・研修館

独立行政法人日本貿易保険

独立行政法人産業技術総合研究所

独立行政法人製品評価技術基盤機構

独立行政法人土木研究所

独立行政法人建築研究所

全国健康保険協会

日本年金機構

独立行政法人国立がん研究センター

独立行政法人国立循環器病研究センター

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

独立行政法人国立国際医療研究センター
独立行政法人国立成育医療研究センター
独立行政法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人交通安全環境研究所
独立行政法人海上技術安全研究所
独立行政法人港湾空港技術研究所
独立行政法人電子航法研究所
独立行政法人海技教育機構
独立行政法人航海訓練所
独立行政法人航空大学校
独立行政法人国立環境研究所
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
自動車検査独立行政法人

- 独立行政法人統計センター
 - 独立行政法人造幣局
 - 独立行政法人国立印刷局
 - 独立行政法人原子力安全基盤機構
 - 独立行政法人国立病院機構
 - 国立大学法人
 - 大学共同利用機関法人
 - 独立行政法人国立高等専門学校機構
 - 独立行政法人大学評価・学位授与機構
 - 独立行政法人国立大学財務・経営センター
- 2 サービス
- (a) 基準額
- (i) 建設サービス

- (A) A群に掲げる日本郵政公社を承継した機関による調達については、四百五十万特別引出権
 - (B) A群に掲げる他の全ての調達機関による調達については、千五百万特別引出権
 - (C) B群に掲げる調達機関による調達については、四百五十万特別引出権
- (ii) 第十章の規定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

四十五万特別引出権

- (iii) その他のサービス

十三万特別引出権

(b) 調達機関

1に規定する調達機関

第三節に関する注釈

1 第十章の規定は、この協定の効力発生の際に有効な法令及び規則に従って協同組合又は連合会との間で締結する契約については、適用しない。

2 第十章の規定は、A群に掲げる調達機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この2の規定は、第十章の規定の適用を回避する目的で利用してはならない。

3 特定の調達機関に関する注釈

注 a 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

注 b 核兵器の不拡散に関する条約の目的又は知的財産に関する国際協定に反する情報の公開がもたらされることのある調達は、含まない。放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のための調達は、含まない。

注 c 地質調査及び地球物理学的調査に関連する調達は、含まない。

注 d 広告サービス、建設サービス及び不動産に係るサービスの調達は、含まない。

注 e 民間会社との共同所有となる船舶の調達は、含まない。

第四節 物品

第十章の規定は、前三節に掲げる調達機関によって調達される全ての物品について適用する。ただし、防

衛省による調達に関しては、二千十年十二月三十一日の時点において世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定附属書Iの日本国の付表1において特定する次の物品のみが第十章の規定の適用範囲に含まれる。

鉄道用機器

トラクター

木工機器

金属加工機器

サービス提供機器及び販売機器

特別の工業用機器

農業用機器

建設用、鉱山用、掘削用及び道路維持用の機器

物資取扱用機器

ロープ、ケーブル、鎖及びこれらの取付具

冷凍用機器、エアコンデিশヨナー及び空気循環用機器
ポンプ及び圧縮機
配管用、加熱用及び衛生用の機器
浄水用及び汚水処理用の機器
パイプ、チューブ、ホース及びこれらの取付具
弁
手道具及び手工具
計測工具
用材、木工品、合板及びベニヤ板
電線並びに発電用及び配電用の機器
照明設備及び電球
医療用及び獣医用の機器及び物品
化学分析用機器

物理的材料試験機器

実験室用の機器及び物品

時間測定用機器

光学機器

地球物理学用及び天文学用の機器

気象観測機器

はかり

製図機器、土地測量機器及び地図作成用機器

液体及び気体の流量計、液面計並びに機械的運動計測機器

圧力、温度及び湿度の測定用及び調整用の機器

組み合わせた機器及びその他の機器

写真用機器

化学工業生産品

家具

家庭用及び一般用の備品及び器具

調理用及び配膳用の機器

事務用機器及び可視記録装置

事務用品

書類、地図その他の出版物

楽器、蓄音機及び家庭用ラジオ

清掃用具及び清掃用品

ブラシ、ペイント、封止剤及び接着剤

ドラム及び缶

箱、厚紙製の箱及び木枠

瓶及びジャー

リール及びスプール

包装用及びこん包用の材料

化粧品

農業用品

非金属加工品

非金属原材料

その他のもの

第五節 サービス

第十章の規定は、第一節から第三節までに掲げる調達機関によって調達され、かつ、二十十年十二月三十一日の時点において世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定附属書Iの日本国の付表4において特定する次の全てのサービスについて適用する。

建設工事

自動車の保守及び修理のサービス（注1）

モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修

理のサービス（注1）

その他の陸上運送サービス（郵便の陸上運送を除く。）

海上航行船舶の賃貸サービス（運転者を伴うもの）

海上航行船舶以外の船舶の賃貸サービス（運転者を伴うもの）

航空運送サービス（郵便の航空運送を除く。）

貨物運送取扱いサービス

クーリエ・サービス（注2）

電気通信サービス

電子メール

ボイスメール

情報及びデータベースのオンラインでの検索

電子データ交換（EDI）

高度ファクシミリ・サービス

コード及びプロトコルの変換

情報及びデータのオンラインでの処理（トランザクション処理を含む。）

コンピュータに係るサービス及び関連のサービス

市場調査及び世論調査のサービス

建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス（注3）

広告サービス

装甲車による運送サービス

建築物の清掃サービス

出版及び印刷のサービス（注4）

金属製品、機械及び機器の修理のサービス

汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス

第五節に関する特定のサービスに係る注釈

注1 特別に改良され、かつ、調達機関の規則に従って点検されている自動車、モーターサイクル（原動

機付自転車を含む。)並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修理のサービスは、含まない。

注2 信書に係るクーリエ・サービスは、含まない。

注3 建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスに限る。ただし、独立して調達される場合の次のサービスを除く。

建築設計サービス (C P C 八六七一) の実施設計サービス

契約の監督管理に係るサービス (C P C 八六七二)

基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス (C P C 八六七二)
二) 、建築物の機械及び電気のためのエンジニアリングデザイン・サービス (C P C 八六七二)
二) 又は土木工事のためのエンジニアリングデザイン・サービス (C P C 八六七二) のうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス
建設及び設備工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービス (C P C 八六七二)

この編の規定の適用上、「C P C」とは、暫定的な中央生産物分類 (統計文書M第七十七号、国際

連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

注4 秘密の情報を含む資料に係る出版及び印刷のサービスは、含まない。

第六節 建設サービス

第十章の規定は、第一節から第三節までに掲げる調達機関によって調達される次の全ての建設サービスについて適用する。

建設工事（C P C 五一）

第六節に関する注釈

建設サービス契約とは、その手段のいかんを問わず、C P C 第五一区分に掲げる土木工事又は建築物の工事の実施を目的とする契約をいう。

第七節 出版物

1 第一節に係る出版物

官報

2 第二節に係る出版物

県報、市報又はこれらに相当するもの

3 第三節に係る出版物

官報

第八節 基準額の価額

1 第一節から第三節までに掲げる基準額の価額は、前々年の一月一日に開始し、前年の十二月三十一日に終了する直近二年間の特別引出権に対する円の価額の平均値に基づき、西暦における偶数の年ごとに円建てに換算する。

2 日本国は、ペルーに対し、この協定の効力発生の際に円建てに換算した基準額及びその有効期間を通報し、その後は新たに換算した基準額及びその有効期間を二年ごとに前回の基準額の有効期間が満了する日の一箇月前までに通報する。

(第二編は、スペイン語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)